（旅館業法の特例に係る経過措置）

第三条　新法第十三条第十三項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に同条第四項第一号、第二号、第四号、第六号（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が同項第一号から第四号までのいずれかに該当するものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第七号（法人であって、その業務を行う役員のうちに同項第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）のいずれかに該当しているこの法律による改正前の国家戦略特別区域法（次条において「旧法」という。）第十三条第一項の認定を受けて同項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行っている者が、引き続き同一の事実により新法第十三条第四項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

（課税の特例に係る経過措置）

第四条　この法律の施行前に国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められた旧法第二十七条の二に規定する特定事業（国家戦略特別区域法第二条第二項第二号に掲げるものに限る。）についての課税の特例については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

森林組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十五号

森林組合法の一部を改正する法律

森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　解散」を「第五節　解散、合併、吸収分割」に改め、「、解散」の下に「、合併」を加える。

第四条の見出しを「（事業の目的等）」に改め、同条中「旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない」を「目的とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　組合は、その事業を行うに当たつては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

第二十六条の二第一項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第二十七条の見出しを「（組合員である資格）」に改め、同条第一項中「たる資格」を「である資格」に改め、同項第一号中「たる」を「である」に、「と同一の世帯に属する者」を「の推定相続人」に改め、「一人の」を削り、同項第二号中「たる」を「である」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十七条第一項第一号中「たる」を「である」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第四十四条第九項中「たる」を「である」に改め、同条に次の二項を加える。

10　第九条第二項第三号に規定する組合員の生産する林産物その他の物資の販売の事業を行う組合にあつては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

11　組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第四十五条第二項ただし書及び第三項並びに第五十五条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除

第六十一条の見出しを「（総会の決議事項）」に改め、同条第一項中「議決」を「決議」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業の全部の譲渡又は第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡

第六十三条の見出しを「（特別決議事項）」に改め、同条第二号中「又は合併」を「、合併、第八十八条の二第一項に規定する吸収分割又は第百八条の十二第一項に規定する新設分割」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　事業の全部の譲渡又は第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業の全部の譲渡

第六十五条の二第一項及び第二項中「議決」を「決議」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第六十六条第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項に規定する場合には、当該出資組合は、あらかじめ」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び」を「当該出資組合の」に改める。

第七十一条の見出し及び同条第一項中「てん補」を「填補」に改め、同条第二項中「てん補」を「填補」に改め、同項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第七十七条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第四項ただし書中「たる」を「である」に改め、同条第五項中「たる」を「である」に、「その会日」を「創立総会の日」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節　解散、合併、吸収分割及び清算

第八十四条第一項中「、総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第四項中「において」の下に「、第六十六条第一項並びに第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「合併」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第八十四条の二第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第八十四条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　合併によつて消滅する組合　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日までに

イ　第八十四条第一項の総会の日（前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会の決議の日）の二週間前の日

ロ　前号ロに掲げる日

二　合併後存続する組合　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ　第八十四条第一項の総会の日（前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会の決議の日）の二週間前の日

ロ　第八十四条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第八十五条第三項中「第四十四条第九項本文」の下に「、第十項及び第十一項」を加え、「理事」を「の理事」に改める。